

食品等流通合理化対策債務保証事業実施要領（抄）

（平成4年3月17日4食流第847号農林水産事務次官依命通知）

最終改正 令和7年3月31日6新食第2580号農林水産事務次官依命通知

第1 目的

この事業は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」という。）第17条第1号、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第54条第1号、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第1項第1号、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物資流通効率化法」という。）第22条第1項第1号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第21条第1項第1号、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第10条第1項第1号、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米粉・エサ米法」という。）第11条第1項第1号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第15条第1項第1号並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第40条第1項第1号及び第50条第1項第1号に基づく債務保証事業を推進することにより、食品等の流通の合理化を図り、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「機構」という。）が債務保証基金（以下「基金」という。）を造成し、次に掲げる事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業とする。

- 1 食品等流通法第17条第1号に規定する認定食品等流通合理化事業、中心市街地活性化法第54条第1号に規定する認定食品流通円滑化事業、中小企業等経営強化法第26条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施する同法第22条第1項に規定する承認経営革新事業若しくは第23条第1項第1号に規定する認定経営力向上事業、物資流通効率化法第4条第18号に規定する食品等生産業者等が実施する物資流通効率化法第20条第1項に規定する認定総合効率化事業、地域未来投資促進法第21条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施する地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業、農商工等連携促進法第10条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施する農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業、米粉・エサ米法第11条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施する米粉・エサ米法第8条第1項に規定する認定生産製造連携事業、六次産業化・地産地消法第15条第1項第1号に規定する認定農林漁業者等若しくは認定研究開発・成果利用事業者が実施する六次産業化・地産地消法第9条第1項に規定する認定総合化事業若しくは六次産業化・地産地消法第15条第1項第1号に規定する認定研究開発・成果利用事業又は輸出促進法第40条第1項第1号に規定する認定輸出事業（食品等流通法第2条第1項に規定する食品等を対象とするものに限る。以下同じ。）
- 2 輸出促進法第50条第1項第1号に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う同法第43条第1項に規定する輸出促進業務

第3 区分経理等

- 1 機構は、本事業に係る経理について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分し

て経理しなければならない。

- 2 基金は、債務保証を弁済するとき以外は取り崩してはならない。
- 3 基金は、次に掲げる方法により管理する。
 - (1) 確実な金融機関への預金
 - (2) 国債証券、地方債証券等確実な有価証券の保有
 - (3) (2)により取得した有価証券の信託を営む銀行又は信託銀行への信託
 - (4) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託

第4 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において機構に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 国は、事業が完了したとき、基金残額が生じた場合は、これを返還させるものとする。

国は、第5の4の規定により機構が国庫補助金を国に返還すべき事由が生じた場合又は第6の報告を受けて「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）3の(4)アを準用し使用見込みの低い基金であると判断した場合には、基金のうち国庫補助金相当額（当該基金の運用から生じた果実を含む。）を上限として国に返還するよう命ずることができるものとする。

第5 事業の見直しの実施等

機構は、基金等に関する基準に適合するよう、次に掲げる事項を遵守するものとし、大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)（以下「総括審議官」という。）は、基金等に関する基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

1 事業の見直しの実施

機構は、本事業について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行い、実施した見直しの概要及び次回の見直しの時期について、総括審議官に報告し、公表する。

2 事業の目標達成度の評価

機構は、定期的な見直しを行う際に、本事業の目標の達成度を評価し、公表する。

なお、本事業の目標は、「本事業の対象となった食品等流通合理化計画等（第2の1の認定食品等流通合理化事業、認定食品流通円滑化事業、承認経営革新事業若しくは認定経営力向上事業、認定総合効率化事業、承認地域経済牽引事業、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携事業、認定総合化事業若しくは認定研究開発・成果利用事業又は認定輸出事業に関する計画をいう。）における効果発現の割合をおおむね8割以上とする。」ものとし、機構は、毎年度、平成19年度以降に本事業の対象となった食品等流通合理化計画等における効果発現の有無を確認する。

3 基金の保有割合の公表等

- (1) 機構は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を総括審議官に報告し、公表する。

また、機構は、当該保有割合の公表にあわせて、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を総括審議官に報告し、公表する。

- (2) 機構は、基金の運用について、本事業の遂行に支障のない範囲内で、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法（第3の3の各号に掲げる方法に限る。）で行う。

4 使用見込みが低い場合等の取扱い

- (1) 機構は、定期的な見直しの際に、基金が基金等に関する基準3(4)アの基準に該当する場合は、基金の財源となっている国庫補助金の国への返還等、その取扱いを検討する（ただし、当該基準①に該当する場合は、本事業の新規申込の受付を終了した時点

で、直ちに国庫補助金の国への返還等の検討に着手する。))。

また、機構は、当該検討結果を総括審議官に報告し、公表する。

- (2) 機構は、定期的な見直しの際に、基金が基金等に関する基準3(4)アの基準に該当するが、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある場合は、総括審議官と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。
- (3) 機構が国庫補助金を国へ返還する場合、国へ返還する額は、基金のうち国庫補助金相当額を上限とする。
- (4) 本事業の新規申込の受付を終了した場合、新規申込の受付を終了した年度以降、毎年度、機構は、支払財源等として必要のない国庫補助金について、国へ返還する等その取扱いを検討の上、総括審議官に報告し、公表する。

第6 その他

総括審議官は、機構に対し、本事業の実施運営に関し必要な報告を求め、又は指導を行うものとする。